

令和6年度第1回指定管理者選定委員会会議録（要旨）

- 開催日時 令和6年5月31日（金曜日）
午後1時57分開会 午前2時39分閉会
- 開催場所 別館3階特別会議室
- 会議録
- 事務局 配布資料。レジュメのほかに、施設の概要調書と関係書類。

○委員長 議事に入る前に、今回は、人事異動によって新たに委員になった方が多くおられるので、この指定管理者選定委員会の役割、制度の概要について、事務局から簡単に説明をお願いしたい。

○事務局 以前、公の施設の管理を任せる相手方は、市の出資団体や公共的団体等に限られ、原則として単年度ごとの契約により行っていたが、平成15年の地方自治法改正で指定管理者制度が導入されたことにより、その対象には民間事業者も含め、幅広く選定することができるようになり、期間についても5年程度の複数年度にまたがり管理運営を任せることができるようになっている。また、制度導入前の管理委託方式の時は、市からの細かな仕様書に従って運営を行うことが求められていたため、事業者の自由な裁量は認められていなかったが、指定管理者制度においては、市の要求する水準を満たしていれば、そのプロセスは問わないという性能発注により行われるため、民間事業者の有する専門的なノウハウが発揮され、サービス向上につながることを期待されている。指定管理者選定委員会では、指定管理者を選定するにあたって、事業者から提案されてきた事業計画や収支計画を基に、施設の管理を信頼して任せることができるのか、効率的に運営できるのか、サービス向上を図ることができるのか、など様々な観点から判定し、委員会として指定管理者にふさわしい候補者を選定していただくのが役割ということになっている。最終的には施設所管課から議会に諮り、指定議案の議決を持って指定管理者を決定するという流れになっている。

○委員長 事務局からの説明に対し質問や意見は。
では、まず、議題1「太陽の広場の指定管理者の選定について」。施設所管課である介護保険課から提案内容の説明をお願いしたい。

○介護保険課長 当該施設は、平成6年に建設・設置され、運営については、同年から中間市老人クラブ連合会に委託し、平成17年度から現在まで指定管理により運営を行っている。利用時間は、ゲートボール場が午前7時から午後6時まで、集会所が午前7時から午後9時まで。使用料は、ゲートボール場が無料、集会所は1時間当たり440円、その他、冷暖房使用料として1時間220円を徴収している。施設内容は、ゲートボール場が6面、集会所が1棟、トイレが1棟。次に、「3収支状況」。主な収入は市からの指定管理料。令和元年度までは150万円だった

が、令和2年度からは120万円に削減している。なお、管理運営にあたっては、指定管理料と施設利用料による収入分の範囲内で指定管理者が運営を行うこととしている。次に、「5 利用状況」。延べ利用者数は、令和元年度5,140人、令和2年度2,934人、令和3年度2,579人、令和4年度3,130人、令和5年度2,939人。令和元年度までは年間5千人以上の利用者がいたが、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大による使用制限が大きく影響し減少したが、使用制限が解除された令和4年度以降は会員の減少もありつつも増加に転じている。次に、「6 指標」。利用者1人当たりのコストは、支出合計を延べ利用者数で割ると、1人当たり561円であり、1日当たりの開館コストは、支出合計を開館日数で割ると、4,505円。以上が令和5年度の実績見込み。次に「7 民間参入可能性度チェック」。まず、①は、当該施設は、民間事業者等に委ねることによって利用者のニーズに合ったサービス内容の充実が図れることから該当。次に、②は、当該施設を民間事業者に委ねることでコスト削減を図ることが可能であることから該当。③は、利用の平等性、公平性などは行政でなくても確保できることから該当。④は、類似する同等のサービスの提供は、自治会連合会などが担うことも可能と思われることから該当。⑤は、今現在、老人クラブ連合会で運営を実施できていることから該当。⑥は、使用料、利用料金により運営が可能かというところについては、施設利用料なども少額であることから非該当。続いて、「8 公募の有無」。前回に引き続き、今回も公募しないことを提案する。理由として、1つ目は、老人クラブ連合会は平成6年の開設時より集会所内に事務所を置き、市内各単位老人クラブとの連携を図り、その発展を促すとともに、高齢者の生きがいの活動拠点として、この施設を利用者間の交流の場とし、地域社会における老人福祉の増進に寄与してきたという実績があること。2つ目は、当該施設の利用者の中心が、ゲートボールや、グラウンドゴルフなどをされている市内の高齢者であり、老人クラブ会員のみならず、地域の高齢者との連携に努め、常に地域に開かれた活動をしているため、市内高齢者の幅広い利用が期待できるということ。3つ目は、指定管理者制度導入後、本市の指導のもと経営効率に努めており、本市からの支出についても、平成18年度は184万円だったが、現在は120万円までに経費を抑制できていること。更に、コロナ禍で減少していた利用者数についても、老人クラブ連合会による活発な施設利用により、令和4年度は増加に転じており、令和5年度は会員の減少等により前年度と比較して微減しているが、引き続き活発な施設利用が継続していること。4つ目は、本市が取り組む高齢者支援に関する事業において、中間市老人クラブ連合会の協力、発展等が必要であり、高齢者の孤立化などの問題を改善する上で、高齢者の集いの場として必要と考えていること。最後に、老人福祉法において地方公共団体の責務として、老人クラブに対して適当な援助をするように努めなければならないと定められていること。次に、「9 指定する期間」は、2年間を考えている。前回は、中間市第5次総合計画の策定状況や中間市公共施設等総合管理計画、学校施設再編基本計画との整合性を図りつつ、今後の公共施設の統廃合の動きなどに注視するという対応をとり、2年間の指定管理期間とした。今回も、引き続き、多くの公共施設で統廃合や再編等が進んでいく中で、学校

施設再編に伴う学校跡地等の公共施設の利活用が検討されており、令和10年4月の新中学校開校に向けて大規模な公共施設の用途変更等が想定されることから、多目的広場についても、その動向を注視しながら機動的に対応する必要があると考えている。一方、太陽の広場のゲートボール場では年間を通じ、ペタンク大会等の各種大会が積極的に企画され、高齢者の生きがいづくりの場となっており、高齢者が継続的に安心して活動できる場所として、太陽の広場の安定的な運営が求められている。以上を踏まえ、所管課としては、指定期間は、公共施設再編に対応できる年数が望ましいと考えるが、高齢者が将来を見据え計画的に生涯活動ができる場所としての役割が大きいことを考慮し、前回と同様の2年間を提案する。次に、「次の指定について」は、先ほどの理由により公募しないということを、介護保険課としては考えている。続いて、資料1の「指定管理料の設定について」。令和7年度からの指定管理料の設定額は社会情勢等の変化に伴い、提案をさせていただく。①として、最低賃金の上昇。福岡県の最低賃金は、令和3年は870円、令和4年は900円、令和5年は941円と毎年上昇を続けており昨年は約4.6%の上昇率。令和4年度の人件費75万円に上昇率4.6%を単純に上乗せすると令和5年度には、78万4千円、令和4年と令和5年の平均上昇率4%を令和6年度以降に上乗せすると、令和6年度には、81万5千円、令和7年度は84万7千円となることが予想される。前回の指定管理選定委員会が開催された、令和4年度の人件費と令和7年度の人件費試算額を比較すると、その差額は9万7千円の増額となる。次に②として、物価の上昇。消費者物価指数の上昇率は前年比で令和3年は-0.2%、令和4年は2.5%、令和5年は3.2%と概ね上昇傾向が続いており昨年は3%を超えている。令和4年度の施設管理費・事務費86万8千円に昨年の上昇率3.2%を単純に上乗せすると、令和5年度には、89万5千円、令和4年度と令和5年度の平均上昇率2.9%を令和6年度以降に上乗せすると令和6年度には92万円、令和7年度には94万6千円となることが予想される。前回の指定管理選定委員会が開催された、令和4年度の施設管理費・事務費と令和7年度の施設管理費・事務費試算額を比較すると、その差額は7万8千円の増額となる。次に③として、中間市老人クラブ連合会一般会計について。人件費や物価上昇分をこれまでは中間市老人クラブ連合会一般会計からの繰入により補填してきたが、令和5年度中間市老人クラブ連合会一般会計の単年度収支において、約90万の赤字となっており非常に厳しい収支状況である。以上のことから、合計では、17万5千円の増額とし、令和7年度以降の指定管理料を120万円に17万5千円を足した額137万5千円を令和7年度以降の指定管理料に設定するものとして提案する。なお、設定金額は上限額である。

○委員長 太陽の広場は、公募を行わず、引き続き中間市老人クラブ連合会に再指定することとし、指定期間は2年間、指定管理料は年137万5千円で交渉したいという提案。今回、指定管理者選定委員会ではあるが、最近、一部から、太陽の広場は、指定管理ではなく業務委託という形で老人クラブ連合会と契約締結すべきという意見もあがっている。これを踏まえ、介護保険課からの提案、それから、そ

もそも指定管理がどうかというところも含め、質問、意見等あれば。

○委員 審議の前に、指定管理者制度と業務委託の違いについて事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 では、手持ちの資料の中に指定管理者制度と業務委託の主な相違点についてまとめた資料があるので、これを配布させていただく。

まず、前提として、平成15年の地方自治法改正により、「公の施設」の管理に当たっては、従前の「管理委託制度」が廃止され、民間企業・NPOなども含め地方公共団体が指定した者が管理を行う「指定管理者制度」が創設された。平成18年度からは、全国の自治体において「公の施設」の管理は、直営管理、若しくは指定管理の二者択一が完全実施されている。このことから、施設管理に限定して考えた場合、清掃や警備等の個々の業務を委託することはできるが、包括的に委託する場合は指定管理者制度を採用する必要がある。そのうえで、施設を運営する際の指定管理者制度と業務委託の主な相違点としては、まず、資料の表の中段に記載している

「施設の使用許可」。指定管理者は使用許可を行うことができる、業務委託の場合は、受託者は使用許可を行うことができないので、市が行うようになる。次に、表の下から4段目、「利用料及び使用料」。指定管理者の場合は、そのまま指定管理者の収入とすることができるが、業務委託の場合は、市の収入となる。最後に、表の下から3段目、相手方の決定。指定管理者の場合は、議会の議決を経て決定されるが、業務委託の場合は、議会の議決は不要となる。また、実務的な処理として想定されるものとして、仮に業務委託とする場合、委託料には、施設を運営するうえで発生する光熱水費等は含まれていないので、業務委託を行う場合、それらの経費を施設所管課の方で別途予算措置する必要がある。また、公金の徴収等を私人に委託する場合は、その旨を告示する手続き等が必要となる。

○委員長 説明を踏まえ、従来どおりの指定管理とするのか、業務委託に移行するのか、意見等あれば。

○委員 これは、太陽の広場に限定して考えるということか。それとも、その他の指定管理している施設も業務委託を検討するということか。

○委員長 本日の議論は太陽の広場についてのみ。他の施設については、仮に指定管理ではなくて業務委託という意見があれば協議する必要があるが、本日はあくまで太陽の広場についての検討を。

○委員 先ほどの話の中で、指定管理にするのか、それとも業務委託にするのかによって、今してないことを指示しないといけないということが出てくると思うが、それをクリアできるのであれば業務委託でもいいと思う。

○委員長 他に意見、質問等あれば。

○委員 今回、指定管理者選定委員会に介護保険課が挙げているということは、基本的には介護保険課としては指定管理でいきたいということなのか。

○介護保険課長 今回、指定管理制度に基づいた手続きを取って2年間の提案をしたが、介護保険課でも業務委託にしてはどうかという意見をいただいていたので、検討はしていた。今回、意見いただいた上で、再度また検討をしたいと考えている。

○委員 指定管理と業務委託で検討していると思うが、太陽の広場は、市老連の事務所としても使用していると思う。指定管理であれば、事務所を負担なく使えると思うが、業務委託になった場合、使用料の負担が必要になってくると思う。それに市老連は耐えられるのか。

○介護保険課長 市老連とはまだ具体的なところは詰めていない。実際のところ、市老連も赤字の運営というところを考えると、今、結論は出せない。

○委員長 それについては、当然そのことが委託料に跳ね返ってくるので、また協議、議論が必要。

○委員 そもそも、業務委託する場合と指定管理する場合の業務内容では、どういう風になるのか。施設の管理は市がやることになると思うが、業務としては何があるのか。

○介護保険課長 基本的には、今、指定管理の中で施設管理業務をしていただいているが、施設の環境整備含め、業務は基本的に変わらずのところを考えている。ただ、業務委託とした場合に、色々詰めないといけない部分はたくさんあると考えている。今現在は、あくまで施設管理業務、今していただいているところを業務委託という方向で考えている。

○委員長 指定管理と業務委託、大きく変わる点としては、まず、施設の使用許可。仮に業務委託であると、中間市しか許可を出せない。指定管理であれば、指定管理者は許可を出せるが、業務委託の場合は、許可を出せない。次に、施設の使用料は、市の収入ということになる。相違点としてはそういうことが大きい。そのため、仮に業務委託となると、やはり介護保険課の業務が若干増えてくると思う。その他意見、質問等あれば。

○委員 指定管理にするのと委託では、金額面ではどう変わるのか。同じなのか。

○介護保険課長 今の段階では、指定管理では、使用料の収入はあるが、光熱水費関

係も全部含めたところの指定管理料でやっていただいた。業務委託であれば、それらの支払いが市に切り替わるので、金額は下がると考えている。

○委員長 もちろん下がる分もあるが、ベースが同額とすれば、使用料は市の収入となるので、使用料相当分は、委託料を上げなければならないかなという気はする。使用料の部分は増額になるかと思う。

○委員 指定管理制度が創設された当時ちょうど担当をしていた。この時、業務委託から指定管理に変わる時、収入分、金額が下がるという利点があった。当時も老人クラブ連合会が担っており、そのまましていただいたが、そもそも、この時に、こういう類の施設はその指定管理者制度の元にしか運営ができないっていう話だった。今回、これを変えることは、法的には可能と置いていいのか。チャレンジショップもそうだったが、指定管理者制度でないとできないという前提だった。今チャレンジショップは、直営でやっている。今回、太陽の広場は、業務委託に戻すことは可能なのか、そこは大丈夫か。

○事務局 先ほど、指定管理者制度と業務委託の相違点の説明で何度か触れたところではあるが、業務委託は、基本的にその業務そのもの1個のみというイメージが強い。指定管理は、その業務全てを包括的に全て委託することができる。法的な話をすると、平成15年から、自治法改正に伴い、指定管理者制度に移るということで法の方の整備はされている。ただ、先ほどから話しているとおり、業務委託という形で仕様をきちんと整理ができるのであれば、絶対的に不可能ではないと考えているところ。

○委員 今回、業務委託となると、先ほど意見あったように、使用料等を市が市老連から取るような形にはなるかと思う。そうすると、やっぱり市老連の今後の運営に支障が出てくると思うが。

○介護保険課長 いただいた意見は、確かにという部分がある。実際にこれから業務委託という方向を考えた場合、どういう形が1番いいのか詰めていきながら、委託料の中でどう運営できるのか、考えないといけないかと思う。市老連の事務所、拠点となる所はどこかしらやっぱり置くべきと考えているので、今のところは、太陽の広場、集会所の方に拠点を置き、これからも活動や業務委託の中で施設の管理を行っていただけないかなというところを今から模索し、考えたいと思っている。

○委員 基本的に、指定管理者制度から業務委託に戻すということは、まず直営に戻した中で、その事務の中の一部を業務委託するという考え方があると思う。どういうことかと言うと、職員をそこに配置しなければならないとかいうことも出てくると思う。そこに職員を基本的には1人置かなければならない。これは、この施設の業務量からして、そこに職員を割り当ててっていうこと自体の経費とか考えた時には、どう

なのか。

○介護保険課長 今回の段階で、職員を1名を配置するというところまでは考えては無いが、これから、詰める中で、本当に職員を配置しないといけないとなると、うちの方も色々と検討は必要になるかと思う、違う形の方法があれば、色々模索したいと思う。

○委員長 この業務委託というのは、急に出た話で、所管課である介護保険課としても、まだ十分議論されてないということがある。仮に、太陽の広場については公募しないという前提であれば、まだ時間的余裕があるので、まず介護保険課の方で、業務委託へ移行した場合にどういった問題が生じるのか、結果的にどちらがベターなのかということも議論した上で、次回以降の指定管理者選定委員会にて議論なりするという方向でいかがか。その他、業務委託にした場合の、課題、問題点とかあれば。

○委員 自治法が改正されて指定管理者制度が創設された理由ってというのは、職員の減少とか、民間でできることは民間にという流れがあったと思う。大きな方向から言うと、業務委託にするということは、また職員が一定程度入らないといけない、人も張り付けないといけない、とかいうような問題も出てくると思う。その一方で、この指定管理者の選定を議案として挙げた時にどうなのかっていう現実問題もあると思う。急に方向転換はできないと思うので、それを想定した議論をしていくことも一方では必要かと思う。

○委員長 他に意見、質問あれば。では、いくつか意見、質問あったが、それを踏まえて、今一度介護保険課の方で指定管理と業務委託と比較・検討し、その上で改めて次回の会を開くという方向にさせていただこうと思うが、いかがか。
では、介護保険課、引き続き協議の方を。
それでは、議題1に対してはよろしいか。
続いて、議題の2、今後の日程について事務局から説明を。

○事務局 本日、太陽の広場については、業務委託とするのか指定管理を行うのか、結論としてはまだ出ていないので、次回は、引き続きこの点についてを審議いただく。予定としては、6月議会が終了した7月に入ってから開催を予定している。

○委員長 次回の選定委員会は7月に開催予定。以上で本日の選定会を終了とする。